

1 被災者生活再建支援金

全壊 大規模半壊

【問】 役場福祉課 ☎ 096(293)3510

■支援金支給一覧

区分	①基礎支援金 (住宅の被害程度)	②加算支援金 (住宅の再建方法)		合計 ①+②	
		建設・購入	補修 貸借		
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 貸借 50万円	300万円 200万円 150万円	
		大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 貸借 50万円	250万円 150万円 100万円
	単数世帯		全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入 150万円 補修 75万円 貸借 37万5,000円
		大規模 半壊世帯		37万5,000円	建設・購入 150万円 補修 75万円 貸借 37万5,000円

■必要書類一覧

	全壊	解体		大規模半壊
		半壊解体	敷地被害解体	
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○
	②	解体証明書 (税務課発行)	○	○
		滅失登記簿謄本	○	○
		敷地被害証明書類*		○
③預金通帳の写し	○	○	○	
加算支援金	④契約書などの写し	○	○	○

*敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書など)

2 みなし応急仮設住宅

全壊 大規模半壊

【問】 役場住民課 住宅係 ☎ 096(293)3112

地 震により住宅が全壊・大規模半壊などの被害を受けた人に生活再建の支援金を支給します。

●対象となる人
①居住する住宅のり災証明区分が、全壊または大規模半壊の人。
②居住する住宅のり災証明区分が大規模半壊、または半壊でやむを得ない理由で住宅を解体し、「解体世帯」となった人。

●必要書類(左下図参照)
申請に必要な書類は、被害状況に応じて異なります。
●申請期限
①基礎支援金 平成29年5月13日(土)
②加算支援金 平成31年5月13日(月)

●費用負担(入居者の負担)
①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など。
②退去時の修繕費用が県の負担額を上回った不足額。

■復旧に向けた支援および取り組み情報一覧

番号	種類	支援および取り組みなど項目	り災証明書 り災区分			
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
1	支援	被災者生活再建支援金	●	●	●*	
2	支援	みなし応急仮設住宅	●*	●*	●*	
3	支援	仮設住宅入居者募集	●*	●*	●*	
4	支援	町営住宅入居者募集	●*	●*	●*	●*
5	支援	被災住宅の応急修理	●*	●*	●*	
6	支援	損壊家屋の解体・撤去について	●*	●*	●*	
7	支援	納屋などの解体・撤去について	●*	●*	●*	
8	支援	災害援護資金の貸付	●	●	●	
9	支援	中小企業・小規模事業者向け 災害復旧貸付				
10	支援	生活福祉資金貸付(福祉資金【緊急小口資金】)				
11	支援	医療保険と介護保険の一部負担免除について	●	●	●	
12	支援	各種証明書の交付手数料の免除	●*	●*	●*	
13	支援	電気料金などの支払い猶予など	●*	●*	●*	●*
14	支援	上水道料金減免など				
15	支援	災害弔慰金 災害障害見舞金				
16	支援	日本財団 住宅損壊見舞金	●	●		
17	取組	災害ボランティアセンター				
18	お知らせ	町内社会教育(体育含む)施設の利用休止について				
19	支援	熊本県義援金	●*	●*	●*	
20	お知らせ	大津町義援金(募集)				
21	支援	町税の減免	検 討 中			
22	取組	住宅補修専用電話相談				
23	取組	無料法律相談会				
24	支援	地震により負傷した人へ				
25	取組	他の市町村へ避難中の人へ				
26	取組	防災無線が聞き取りにくい人へ				

*特別な条件があります。詳しくは、本文上部に記載している問い合わせ先にご確認ください。

詳細は本文をご覧ください。

り災証明書の発行と受け取りについて ●問い合わせ 役場災害対策本部 ☎096(293)3111

